

## 緊急意見書

# 比例定数は削減、小選挙区制は固定 民主党法案に反対する

2012年 7月 1日

### 自由法曹団

はじめに	— 議会制民主主義を破壊する暴挙	…… 1
I	一部連用+「0増5減」+将来の改革……民主党法案の3要素	…… 2
II	民意を反映しない一部連用制	…… 2
III	格差を是正しない「0増5減」	…… 6
IV	定数80削減、小選挙区制は固定……附則で決定されるもの	…… 7
おわりに	— 民意が反映する選挙制度と国会へ	…… 8

#### はじめに — 議会制民主主義を破壊する暴挙

6月18日、民主党は、「公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案」（「民主党法案」もしくは「法案」）を、衆議院に提出した。6月26日、全野党の反対にもかかわらず、政治倫理・公職選挙法改正特別委員会への法案付託が強行された。

衆議院比例定数80削減を掲げた民主党マニフェストや、小選挙区の「一人別枠方式」を違憲とした2011年3月23日の最高裁判決、東日本大震災や福島第一原発事故を機に噴出した国民の政治不信・政治批判が交錯するもとの、衆議院では選挙制度改革をめぐる各党協議が続けられてきた。

各党協議会では、民意を歪曲し、議会政治と議員の劣化を生み出している小選挙区制の弊害を指摘する声が増え、民主党を除くすべての政党が抜本的な選挙制度改革を要求するに至っている。また、多くの民主党議員を含む超党派の「選挙制度の抜本改革をめざす議員連盟」（中選挙区制議連）では、小選挙区制廃止と選挙制度の抜本的改革に向けての検討・模索が続けられている。

民主党は、こうした経過を無視して、法案の単独提出と委員会付託を強行したのであり、そのこと自体が議会制民主主義を踏みにじる暴挙と言わざるを得ない。

全国2千名余の弁護士で構成する自由法曹団は、この2年半にわたって、比例定数削減に反対し、民意の反映する選挙制度を求める活動を続けてきた。本小冊子は、こうした検討を踏まえて、法律家の立場から民主党法案に検討を加えた緊急意見書である。

本緊急意見書が、国会内外での民主的法案への批判的検討に役立てば幸いである。

## I 一部連用+「0増5減」+将来の改革……民主党法案の3要素

民主党法案は、公職選挙法（公選法）と衆議院議員選挙区画定審議会設置法（審議会法）の改正とその後の定数削減・選挙制度改革の方向を規定した一括法案であり、3条の本文と4条の附則および別表からなっている。

### (1) 衆議院定数の削減

現行の480議席（小選挙区300：比例代表180）から

435議席（小選挙区295：比例代表140）に 公選法4条

### (2) 比例代表選挙

① 選挙単位の変更 11ブロックから全国区に 公選法12条

② 一部連用制 105議席を並立制、35議席を連用制 公選法95条の2  
比例の投票は1票。並立制と連用制でそれぞれ議席を配分する。

③ 全国区に伴う制度変更

得票率1%未満の政党には配分せず（公選法95条の2第1項）など

### (3) 衆議院小選挙区選挙

① 「一人別枠方式」の廃止 審議会法3条2項削除

② 「0増5減」（福井・山梨・徳島・高知・佐賀 3→2議席）別表

③ 画定審議会の検討を「0増5減」の範囲に限定 附則3条

(4) 将来の選挙制度の検討と定数削減 附則4条

次々回の総選挙に向けた検討。定数400議席。政権選択と民意反映の両立。

選挙制度審議会での検討。総選挙後1年以内に結論。

以上のように、民主党法案は、

① 比例定数40削減の一方で一部に連用制を導入し、

② 小選挙区では「0増5減」（定数5削減）によって違憲判決の回避をはかり、

③ 総選挙後の選挙制度改革の枠組みや定数400への削減をあらかじめ決定する

という「3つの要素」からなっている。

この「3つの要素」のもつ意味と問題点を検証する。

## II 民意を反映しない一部連用制

### 1 一部連用制の選挙結果

得票数を1から順に割った商の大きいものから定数まで議席を配分する並立制（ドント式）に対し、連用制では「その政党の小選挙区選挙での獲得議席+1」から割った商の大

きいものから議席を配分する（変更ドント式）。その結果、小選挙区で議席を獲得できない政党が優先的に議席を獲得することになり、民意の歪曲を「中和」する機能を果たすことがある（連用制のメカニズムの詳細は自由法曹団意見書「連用制を検証する」を参照。意見書は自由法曹団のHPに掲載している。<http://www.jlaf.jp/>）。

法案の一部連用制は、民意を反映した国会を生み出すだろうか。

前回（2009年8月）の総選挙をもとに、選挙結果をシミュレートすると以下のとおりになる（小選挙区選挙は300議席のままにしている）。

民主党法案（一部連用制）シミュレーション

区分	指標	民主党	自民党	公明党	共産党	社民党	みんなの党	国民新党	新党日本	幸福実現党	新党大地	改革クラブ	新党本質	無所属	計
現行（並立制） 小選挙区300 比例代表180	小選挙区議席	221	64	0	0	3	2	3	1	0	0	0	0	6	300
	比例議席	87	55	21	9	4	3	0	0	0	1	0	0	0	180
	議席計	308	119	21	9	7	5	3	1	0	1	0	0	6	480
	議席獲得率	64.17%	24.79%	4.38%	1.88%	1.46%	1.04%	0.63%	0.21%	0.00%	0.21%	0.00%	0.00%	1.25%	100.00%
	比例得票率	42.41%	26.73%	11.45%	7.03%	4.27%	4.27%	1.73%	0.75%	0.65%	0.62%	0.08%	0.01%	0.00%	100.00%
民主党法案 （一部連用制） 小選挙区300 並立105 連用35	小選挙区議席	221	64	0	0	3	2	3	1	0	0	0	0	6	300
	並立部分議席	47	30	12	7	4	4	1	0	0	0	0	0	0	105
	連用部分議席	0	0	17	10→11	3	4	0	0	1→0	0	0	0	0	35
	議席計	268	94	29	18	10	10	4	1	0	0	0	0	6	440
	議席獲得率	60.91%	21.36%	6.59%	4.09%	2.27%	2.27%	0.91%	0.23%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	1.36%	100.00%
現行（並立制） からの増減	議席	-40	-25	8	9	3	5	1	0	0	-1	0	0	0	-40
	議席獲得率	-3.26%	-3.43%	2.22%	2.22%	0.81%	1.23%	0.28%	0.02%	0.00%	-0.21%	0.00%	0.00%	0.00%	
比例得票に比例 配分	配分議席	187	118	50	31	19	19	8	3	3	3	0	0	0	440
	過剰・不足	81	-24	-21	-13	-9	-9	-4	-2	-3	-3	0	0	6	0

2009年8月30日投票の総選挙結果による。小選挙区の「0増5減」は組み込んでいない。  
連用部分議席の「→」は、阻止条項（得票率1%未満の政党を排除）による喪失と獲得を示す。  
「配分議席」は440を比例得票率で比例配分。「過剰・不足」はプラスが過剰、マイナスが不足。

## 2 民意の歪曲は解消されない

- ① 第1党の民主党の議席は減少するが、42.41%の得票率で60.91%の議席を獲得し、並立制での獲得率64.17%とほとんど変わらない。
- ② 公明党・共産党・社民党・みんなの党・国民新党の議席は増加するが、議席獲得率は得票率の半分程度にすぎない。
- ③ ローカル政党の新党大地は全国区になったため議席を失い、広く薄く支持を集めた幸福実現党は得票率1%未満の政党には配分しない阻止条項で議席が得られない。
- ④ 第2党の自民党は、民主党以上に議席獲得率を減らし（-3.43%）、議席の減少も相対的には最も多い。

以上が、シミュレートの結果である。これではどうてい、民意の歪曲が「中和」されて民意が反映する議会が生まれることにはならない。

### 3 ますます小選挙区制に傾斜、連用制は「つけたし」

このような結果は、法案の一部連用制の構造そのものに起因している。

#### (1) 小選挙区の比重の拡大

連用制を加えても、小選挙区制中心の選挙制度という本質はいささかも変わらない。

それどころか、比例定数40削減で小選挙区の比重が拡大し、現行の62.5% (300/480) から67.8% (295/435) になる。かつての自民党のような「単一巨大政党」が登場したら、40%程度の得票で3分の2を超える絶対多数議席を小選挙区だけで獲得できる理屈である。ここまで小選挙区への傾斜が強まれば、切り縮められた比例定数をどう配分しようと、民意を正しく反映することは不可能なのである。

#### (2) 連用制の圧縮

連用制は切り縮められた比例定数の4分の1にまで圧縮されている。

民主党・自民党の「二大政党」化が進むもとの、比例定数180全部を連用制にしたら、「得票率に比例した議席」に近づくことも不可能ではなかった（前掲の意見書「連用制を検証する」のシミュレーションを参照）。だが、4分の1にまで圧縮された連用制には、そうした機能はまったく期待できない。連用制は、「つけたし」以上の意味は持っていないのである。

#### (3) 第2党への犠牲の集約

民主党に比べて、自民党の議席や議席獲得率の低下が大きいのは偶然ではない。

「風で決まる小選挙区」で大敗した第2党は、並立制では得票率に見合う議席を獲得するが、全国区となって「変形ドント」の最初の除数が大きくなる連用制では議席が獲得できず、小選挙区での大敗結果が「中和」されることがない。第3党以下の議席拡大の大半を、第2党が負担することになるのはそのためである。第2党の犠牲で議席を拡散させる一部連用制は、政権党＝第1党の権力拡大を助長することになる。

### 4 複雑怪奇な連用制

一部連用制は、小選挙区選挙と比例代表選挙を組み合わせたうえ、比例議席の配分で並立制と連用制を組み合わせるまことに複雑な制度である。組み合わせられる連用制は、投票価値の平等という理念の面でも、実際の運用の面でも深刻な問題をはらんでいる。

こんな複雑怪奇な選挙制度を採用している国は、どこにもない。

#### (1) 投票価値の人為的操作

一部連用制でも、有権者は小選挙区と比例代表のそれぞれに投票し、2つの票を別の政党に投じることもできる。それぞれの投票は、主権者の選挙権の行使として、公正に選挙結果に反映されねばならない。これが投票価値の平等＝平等選挙の要請である。

ところが、連用制では、小選挙区選挙で勝利をおさめた政党への比例代表選挙の投票は、投票価値が大きく割り引かれる。前回の総選挙結果によるシミュレーション(p3)では、民主党の小選挙区議席が221だから「変形ドント」は222から割りはじめている。こ

のことは、1から割り始める公明党や共産党などへの投票に比べて、民主党への投票の最初の評価が222分の1にされていることを意味している。この問題は、並立制を組み合わせる連用制の割合を小さくしてもまったく解決しない。

投票価値を人為的に割り引く連用制は、投票価値平等の要請に反している。

## (2) 波紋・困惑・謀略

連用制では、さまざまな波紋が発生する。

\* 比例代表議席の配分は小選挙区議席が少ないほど多い。比例だけの候補者にとってみれば、「小選挙区選挙で後退してくれた方がいいのに・・・」

\* 重複立候補しても、小選挙区で当選できそうにない候補者の心中は複雑。「俺が落ちるなら、みんな落ちろ。そうすれば目が出る可能性もある・・・」

\* 公認候補は少ないほうがいい。「政党推薦の無所属立候補を増やしてもらえないだろうか。当選してから統一会派に入ってもらえばいい・・・」

これらは意見書「連用制を検証する」で指摘しておいた「悲喜劇」の一端である。

並立制を主体にして連用制をほんの一部にすれば、こうした「悲喜劇」は少なくともはなるだろう。だが、一部であっても連用制を採用する限り、候補者に波紋が生じ、有権者に困惑を生じることが避けられず、そこに付け入る謀略も発生するだろう。

構造的に波紋や困惑を生む連用制には、「隠花植物」のような影の部分がつきまとう。このような制度は、主権者国民が代表を選び出す手続として不適格なのである。

## 5 もぐりこまれた小政党排除

民主党法案では、全国区の採用に伴い、比例代表選挙の政党要件が変更されている。

### (1) 立候補政党（候補者届出政党）の要件

現在は、①5人以上の国会議員、②直近の全国選挙で2%以上の得票、③選挙区定数の2割以上の候補者、のいずれかを満たすことが要件だが、全国区移行に伴って③が「28人以上」とされる（公選法86条の2）。

前回の総選挙に立候補した政党のうち、新党日本以下の政党は①②の要件を満たしていない。これらの政党や新政党が立候補するには最低28人の候補者を擁立しなければならない。供託金は1人600万円（重複立候補のときは小選挙区300万円、比例代表300万円 公選法92条）だから、最低1億6,800万円が必要となる。

そのほとんどは没収となるから、小政党や新政党には耐え難い負担だろう。

### (2) 議席の配分を受ける要件 阻止条項

現在は存在しない1%の阻止条項が設けられている。

阻止条項の導入によって、当選できるだけの得票があっても1%以上の得票率がなければ議席が配分されないことになる（公選法95条の2第1項）。全国得票の1%は約70万票（09年8月総選挙）であるから、それだけの支持を受けた政党が人為的に消し去られることになる。

前回の総選挙結果によるシミュレーション（p 3）では、「初議席」を得るはずだった幸福実現党が阻止条項に抵触して排除となった。新党日本や新党大地などが1議席分の得票を得ても、同じ結果になる可能性が大きい。

### **(3) 小政党排除のもたらすもの**

「出口」で小政党を排除する阻止条項は、「入口」でハードルを高くする立候補要件とあいまって、小政党を人為的に排除していくことになる。

小政党排除は、政党配置を固定化し、新しい政治的意見の議会への反映を妨げるものであり、民意の反映に逆行しているのである。

## **Ⅲ 格差を是正しない「0増5減」**

### **1 「一人別枠方式」と最高裁判決**

衆議院小選挙区の選挙区割は、衆議院議員選挙区画定審議会（画定審議会）が、10年ごとに行われる国勢調査の結果を踏まえた改定案を作成して内閣総理大臣に勧告し（審議会法2条、4条）、公選法改正によって選挙区割の変更が行われることになっている。

人口格差が2倍を超えないことが基本とされているが（審議会法3条）、その一方で都道府県の議席数は、「1に、・・・定数に相当する数から都道府県の数を控除した数を人口に比例して各都道府県に配当した数を加えた数」とされているため（審議会法4条）、はじめから矛盾をはらんでいた。この「1に・・・加えた数」が「一人別枠方式」である。

2011年3月23日の最高裁判決は、この「一人別枠方式」について、「それ自体、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていた」と宣告した。「一人別枠方式」という制度そのものを違憲とした最高裁判決は、「一人別枠方式」を廃止し、投票価値の格差を抜本的に是正することを要求しているのである。

### **2 憲法違反の議席配分と格差を温存**

この格差是正について、

- ① 「1に・・・数」を削除して「一人別枠方式」を法文から消し去るが、
- ② 「一人別枠方式」で行った議席の配分はそのまま残し、
- ③ 5県の定数を減らして格差が2倍を超える選挙区はなくし（「0増5減」）、
- ④ 画定審議会がそれ以上の格差是正を行わないように法的に拘束する

というのが民主党法案である。

これでは、格差が2倍を超えた選挙区がとりあえずなくなるだけで、「一人別枠方式」による配分はそのまま残ることになる。

民主党法案は、「一人別枠方式」の「表紙」だけはずして実体は変えず、画定審議会による格差是正を阻害しようとしている。最高裁判決に反して「一人別枠方式」による議席配分をそのままにし、格差を温存しようとしている法案と言わざるを得ないのである。

## IV 定数80削減、小選挙区制は固定……附則で決定されるもの

### 1 「さらなる改革」を附則で決定

附則4条では、「さらなる改革」が規定されている。附則も法律だから、法案が成立すれば、国会や内閣は次のような改革を行う法的な義務を負担することになる。

- ① 総選挙後に選挙制度審議会を設置して、選挙制度改革の審議を託する。
- ② 定数は400議席で、「政権の選択と民意の反映との両立を図る」ものにする。
- ③ 総選挙から1年以内に結論を出す。

これまで各党協議会などで議論を行ってきたが一致を見なかった。だから、選挙制度審議会を設置して短期間で結論を出させ、1年以内に選挙制度改革を断行する……民主党法案はこう叫んでいる。

ここには、各党間で協議を尽くし、国権の最高機関たる国会で熟議を重ねてあるべき選挙制度や国会を生み出していこうとする姿勢は微塵もない。

政治改革が声高に叫ばれた1990年代初頭、財界人やマス・メディア幹部、政治学者らを網羅した第八次選挙制度審議会（八次審）が設置された。その八次審が答申したものこそ、グローバリゼーションに対応できる強権政治を生み出すための小選挙区比例代表並立制だった。八次審答申が生んだ小選挙区制が、政治を国民から遠ざけ、議会政治と議員を劣化させた「元凶」であることは、いまでは歴史的な事実である。

民主党法案は、同じ誤りを繰り返そうとしているのである。

### 2 「80削減」と「政権の選択・・・」はあらかじめ決定

そればかりではない。

定数400議席と「政権の選択と民意の反映との両立」という枠組みは、法案であらかじめ決定されている。法案自身が「審議会はアリバイ」と叫んでいるに等しいのである。

「比例定数80削減」をマニフェストに掲げた民主党は、附則を使って一気に「80削減」を決定してしまおうとしている。表向きは「45削減」としながら、マニフェストどおりの「80削減」を滑り込ませ、国会や選挙制度のあり方を検討する前に定数削減だけは決めてしまおうとする手法は、謀略的なカラクリ以外のなにものでもない。

「政権の選択と民意の反映の両立」は、八次審が小選挙区比例代表並立制を選択したときの「キーワード」である。主権者国民が国民の代表者としての国会議員を選ぶ選挙を、政権を選択する選挙のように描き出し、「政権を選択できる選挙は小選挙区制しかない」としたのが小選挙区制導入の直接の理由だった。ふたたび「政権の選択」を押し出した枠組みをつくることは、小選挙区制を「不磨の制度」として固定するに等しい。

民主党法案の「さらなる改革」とは、小選挙区制固定と定数80削減にほかならない。

こんな「改革」は、改革の名に値しない。

## おわりに — 民意が反映する選挙制度と国会を

提出されたのは、大飯原子力発電所再稼働決定の2日後のことだった。委員会付託されたその日、消費税増税法案の衆議院採決が強行され、民主党は分裂状態に陥った。この国が岐路にさしかかっているその瞬間に登場したのが、民主党法案にほかならない。

原発再稼働にも、消費税増税にも、国民は強く反対しており、反対の声はいやましに高まっている。いまこのとき求められているのは、民意を正しく国政に反映する選挙制度や国会を生み出すことであって、断じて政治を国民から遮断することではない。

各党協議会や中選挙区議連などで続けられてきた、選挙制度の抜本的改革の検討は、民意を反映する選挙制度を実現する方向でさらに発展させられねばならない。そうした改革を実現することこそ、小選挙区制を強行した政治改革の誤りを正しく総括し、議会制民主主義を再生させる道なのである。

本緊急意見書で明らかにしたとおり、提出・付託された民主党法案は、

- ① 比例定数削減で民意を歪曲する小選挙区制にいつそう傾斜させ、
- ② 「一人別枠方式」による議席配分を維持して、憲法違反の格差を温存し、
- ③ 「さらなる改革」を組み込んで定数80削減と小選挙区制の固定をはかる

ことを本質としている。

この法案が、政治を民意からいつそう遮断するものであり、民意を反映する選挙制度へのこれまでの検討や模索に逆行するものであることは、もはや多言を要しない。

法案はただちに撤回されなければならず、仮にも推進され、強行されることがあってはならない。国会は、この国の議会制民主主義の再生をかけて、小選挙区制を廃止し、民意を反映する選挙制度と国会を実現するために尽力しなければならない。

自由法曹団と2000名余の団員弁護士は、そのことを強く要求する。

### **比例定数は削減、小選挙区制は固定**

## **民主党法案に反対する**

---

2012年 7月 1日

編集 自由法曹団・衆院比例定数削減阻止対策本部

発行 自由法曹団

〒112-0002 東京都文京区小石川2-3-28-201

Tel 03-3814-3971 Fax 03-3814-2623

URL <http://www.jlaf.jp/>

---



# 民主党法案・一部連用制シミュレーション

09年8月30日総選挙のDataによる  
小選挙区は300議席のまま(0増5減は組み込まず)

作成 田中 隆

並立制 180 09年 総選挙	小選挙区 300	民主党		自民党		公明党		共産党		社民党		みんなの党		国民新党		新党日本		幸福実現党		新党大地		改革クラブ		新党本質		無所属		計	
		得票	議席	得票	議席	得票	議席	得票	議席	得票	議席	得票	議席	得票	議席	得票	議席	得票	議席	得票	議席	得票	議席	得票	議席	得票	議席	得票	議席
		33,475,334	221	27,301,982	64	782,984	0	2,978,354	0	1,376,739	3	615,244	2	730,570	3	220,223	1											1,986,056	69,467,486
比例代表 180	得票	29,844,799		18,810,217		8,054,007		4,943,886		3,006,160		3,005,199		1,219,767		528,171		459,387		433,122		58,141		7,399		70,370,255			
	得票率	42.41%		26.73%		11.45%		7.03%		4.27%		4.27%		1.73%		0.75%		0.65%		0.62%		0.08%		0.01%		100.00%			
	議席	87		55		21		9		4		3		0		0		1		1		0		0		180			
計	議席	308		119		21		9		7		5		3		1		0		1		0		0		480			
議席獲得率		64.17%		24.79%		4.38%		1.88%		1.46%		1.04%		0.63%		0.21%		0.00%		0.21%		0.00%		0.00%		1.25%		100.00%	
民主党 案 一部連 用制 並立 105 連用 35 比例阻 止条項 1% 小選挙 区は3 00の まま	小選挙区300	議席		221		64		0		0		3		2		3		1								6		300	
	比例代表140	得票率	42.41%		26.73%		11.45%		7.03%		4.27%		4.27%		1.73%		0.75%		0.65%		0.62%		0.08%		0.01%		100.00%		
	除数	商	順位	除数	商	順位	除数	商	順位	除数	商	順位	除数	商	順位	除数	商	順位	除数	商	順位	除数	商	順位	除数	商	順位	除数	商
1	29,844,799	1	18,810,217	2	8,054,007	6	4,943,886	11	3,006,160	19	3,005,199	20	1,219,767	54	528,171	1	459,387	1	433,122	1	58,141	1	7,399	1	7,399	1	7,399	1	7,399
2	14,922,400	3	9,405,109	5	4,027,004	13	2,471,943	26	1,503,080	42	1,502,600	43	1,001,733	66	609,884	2	229,694	2	216,561	2	29,071	2	3,700	2	3,700	2	3,700	2	3,700
3	9,948,266	4	6,270,072	8	2,684,669	24	1,647,962	38	1,002,053	65	751,540	88	501,027	31	406,589	3	153,129	3	144,374	3	19,380	3	2,466	3	2,466	3	2,466	3	2,466
4	7,461,200	7	4,702,554	12	2,013,502	30	1,235,972	53	823,981	80	601,040	109	500,867	32	304,942	4	132,043	4	114,847	4	14,535	4	1,850	4	1,850	4	1,850	4	1,850
5	5,968,960	9	3,762,043	15	1,610,801	39	988,777	69	500,867	95	429,314	128	333,911	33	243,953	5	91,877	5	86,624	5	11,628	5	1,480	5	1,480	5	1,480	5	1,480
6	4,974,133	10	3,135,036	18	1,342,335	49	823,981	80	501,027	108	375,770	137	333,911	34	203,295	6	88,029	6	72,187	6	9,690	6	1,233	6	1,233	6	1,233	6	1,233
7	4,263,543	14	2,687,174	23	1,150,572	57	706,269	95	429,314	127	333,911	166	333,911	35	174,252	7	75,453	7	65,627	7	8,306	7	1,057	7	1,057	7	1,057	7	1,057
8	3,730,600	16	2,351,277	27	1,006,751	63	617,986	108	375,770	136	333,911	165	333,911	36	152,471	8	66,021	8	54,140	8	7,268	8	925	8	925	8	925	8	925
9	3,316,089	17	2,090,024	31	894,890	75	549,321	128	333,911	164	333,911	164	333,911	37	135,530	9	58,686	9	48,125	9	6,460	9	822	9	822	9	822	9	822
10	2,984,480	21	1,881,022	34	805,401	83	494,389	110	300,616	110	300,616	110	300,616	38	121,977	10	52,817	10	43,312	10	5,814	10	740	10	740	10	740	10	740
11	2,713,164	22	1,710,020	36	732,182	92	449,444	111	273,287	111	273,287	111	273,287	39	110,888	11	48,016	11	39,375	11	5,286	11	673	11	673	11	673	11	673
12	2,487,067	25	1,567,518	41	671,167	100	411,991	112	250,513	112	250,513	112	250,513	40	101,647	12	44,014	12	36,094	12	4,845	12	617	12	617	12	617	12	617
13	2,295,754	28	1,446,940	45	619,539	113	380,299	113	380,299	113	380,299	113	380,299	41	93,828	13	38,282	13	33,317	13	4,472	13	569	13	569	13	569	13	569
14	2,131,771	29	1,343,587	48	575,286	114	353,135	114	353,135	114	353,135	114	353,135	42	87,126	14	37,727	14	30,937	14	4,153	14	529	14	529	14	529	14	529
15	1,989,653	32	1,254,014	51	536,934	115	329,592	115	329,592	115	329,592	115	329,592	43	81,318	15	35,211	15	30,626	15	3,876	15	493	15	493	15	493	15	493
16	1,865,300	33	1,175,639	56	503,375	116	308,993	116	308,993	116	308,993	116	308,993	44	76,235	16	33,011	16	28,712	16	3,634	16	462	16	462	16	462	16	462
17	1,755,576	35	1,106,483	59	473,765	117	290,817	117	290,817	117	290,817	117	290,817	45	71,751	17	31,069	17	27,070	17	3,420	17	435	17	435	17	435	17	435
18	1,658,044	37	1,045,012	62	447,445	118	274,660	118	274,660	118	274,660	118	274,660	46	67,655	18	29,343	18	25,522	18	3,230	18	411	18	411	18	411	18	411
19	1,570,779	40	990,011	68	423,895	119	260,205	119	260,205	119	260,205	119	260,205	47	64,198	19	27,798	19	24,178	19	3,060	19	389	19	389	19	389	19	389
20	1,492,240	44	940,511	71	402,700	120	247,194	120	247,194	120	247,194	120	247,194	48	60,988	20	26,409	20	22,969	20	2,907	20	370	20	370	20	370	20	370
21	1,421,181	46	895,725	74	383,524	121	235,423	121	235,423	121	235,423	121	235,423	49	58,084	21	25,151	21	21,876	21	2,769	21	352	21	352	21	352	21	352
22	1,356,582	47	855,010	77	366,091	122	224,722	122	224,722	122	224,722	122	224,722	50	55,444	22	24,008	22	20,881	22	2,643	22	336	22	336	22	336	22	336
23	1,297,600	50	817,836	81	350,174	123	214,952	123	214,952	123	214,952	123	214,952	51	53,033	23	22,964	23	19,973	23	2,528	23	322	23	322	23	322	23	322
24	1,243,533	52	783,759	85	335,584	124	205,995	124	205,995	124	205,995	124	205,995	52	50,824	24	22,007	24	19,141	24	2,423	24	308	24	308	24	308	24	308
25	1,193,792	55	752,409	87	322,160	125	197,755	125	197,755	125	197,755	125	197,755	53	48,791	25	21,127	25	18,375	25	2,326	25	296	25	296	25	296	25	296
26	1,147,877	58	723,470	91	309,770	126	190,149	126	190,149	126	190,149	126	190,149	54	46,914	26	20,314	26	17,669	26	2,236	26	285	26	285	26	285	26	285
27	1,105,363	60	696,675	96	298,297	127	183,107	127	183,107	127	183,107	127	183,107	55	45,177	27	19,562	27	17,014	27	2,153	27	274	27	274	27	274	27	274
28	1,065,886	61	671,793	99	287,643	128	176,567	128	176,567	128	176,567	128	176,567	56	43,563	28	18,863	28	16,407	28	2,076	28	264	28	264	28	264	28	264
29	1,029,131	64	648,628	102	277,724	129	170,479	129	170,479	129	170,479	129	170,479	57	42,061	29	18,213	29	15,841	29	2,005	29	255	29	255	29	255	29	255
30	994,827	67	627,007	105	268,467	130	164,796	130	164,796	130	164,796	130	164,796	58	40,659	30	17,606	30	15,313	30	1,938	30	247	30	247	30	247	30	247
31	962,735	70	606,781	111	259,807	131	159,480	131	159,480	131	159,480	131	159,480	59	39,347	31	17,038	31	14,819	31	1,876	31	239	31	239	31	239	31	239
32	932,650	72	587,819	112	251,688	132	154,496	132	154,496	132	154,496	132	154,496	60	38,118	32	16,505	32	14,356	32	1,817	32	231	32	231	32	231	32	